

「警察における監察業務の高度化等のための施策に関する報告書」について

1 経緯等

平成24年10月から計5回にわたり開催された「監察業務の高度化等に関する検討会」（委員：國廣正弁護士、田辺国昭東京大学公共政策大学院教授、野口貴公美中央大学教授）において、平成25年3月29日、「警察における監察業務の高度化等のための施策に関する報告書」が取りまとめられたもの。

2 報告書要旨

実施すべき主な事項として、下記を提示。

(1) 監察の理念の確立とその徹底等

- ・ 監察に係る施策を実効的に機能させるため、警察組織における監察部門は、「非違事案につながりやすい組織上の問題点を把握し、その是正や業務改善を行うことで、より良い職場環境の構築及び国民の期待と信頼に応える警察活動の推進に資する部署である」という理念を確立、職員の意識改革を実施
- ・ 問題点の早期把握と適切な対処のため、非違事案はあってはならないという「無謬性神話」に束縛されないよう、意識改革を実施
- ・ 監察の理念徹底のため、警察庁長官等の幹部職員が各種会議等において積極的・継続的に発信、監察に関する業務の在り方を監察の理念に即して率先して変革

(2) 非違事案の未然（再発）防止対策の強化

- ・ 非違事案が発生するリスクが高い領域に重点を置いて監察を実施（リスクベース・アプローチ）、「不備指摘型」から「指導型」の監察へ転換
- ・ 非違事案に関する調査において、非違事案の発生を防止できなかった原因等組織風土にまで遡った原因究明のための調査を実施
- ・ 非違事案に関する警察庁における情報収集を強化、非違事案の未然防止策の検討に資する観点からの分析を推進

(3) 非違事案の組織的隠蔽等を根絶するための取組

- ・ 内部通報制度については、リスク情報について広く通報を要請、通報の受理チャネルを複線化し、利便性の向上や透明性の確保等により利用を促進
- ・ 監督責任を問うに当たり、部下職員の非違事案についての認識・防止可能性を要件とし、部下職員の服務監督等の履行状況に応じ量定を決定
- ・ 部下職員の非違事案が発生した際、管理監督者の育成の観点からの個別指導等の手法を検討
- ・ 規律違反の自主的な申告を促すため、規律違反行為を自主的に申告した職員に対しては懲戒処分等を減免することがあり得る旨を職員に周知

(4) 厳正な調査・検証の徹底

- ・ 非違事案等の情報を速やかに組織的に共有し、管理監督者に対し部下職員の非違事案等の報告を義務化、非違事案等の調査権限を監察部門へ一元化
- ・ 調査・検証の客観性・信頼性の向上等のため、業務部門の調査・検証へ監察部門が早期に関与、公安委員会の効果的管理のため、きめ細やかな報告等を実施
- ・ 優秀な人材の配置・育成により、都道府県警察の監察部門を効果的に機能

3 今後の予定

報告書を踏まえた施策を推進し、監察業務の高度化・強化を図る。